

令和6年度就学援助費給付申請について（お知らせ）

日南町では、経済的な理由でお子さんの就学にお困りの方へ、就学に必要な費用の一部を助成する『就学援助制度』を実施しています。

1 就学援助を受けることができる方

経済的に困窮しておられ、所得審査の結果、生活保護基準に準ずると認められるモデルケース

世帯の人数	2人	3人		4人	
モデルケース	親1人・子1人	両親・子1人	親1人・子2人	両親・子2人	両親・子1人・祖父
収入額	373万円	453万円	461万円	520万円	445万円
所得額	255万円	319万円	325万円	372万円	312万円

世帯の人数	5人		6人	
モデルケース	両親・子3人	親1人・子2人・祖父母	両親・子2人・祖父母	両親・子4人
収入額	596万円	553万円	616万円	666万円
所得額	433万円	399万円	449万円	490万円

※ この表の所得額等は目安です。このほか、年齢や各種控除額等で基準が異なりますので、目安以上の所得でも認定となる場合や、目安以下の所得でも認定とならない場合があります。

2 審査方法・結果について

前年中の所得額・控除額等から、日南町教育委員会の認定基準により認定・不認定を決定します。結果は教育委員会より郵送で通知します。

審査にあたって、日南町が保有する、お子さんと同居する方（世帯分離していても実質的にひとつ屋根の下に住んでおられる方を含む）全員の住民票および所得・課税に関する個人情報を閲覧させていただきます。同じ住所に別世帯の方がおられる場合には、その世帯の代表者の方の、個人情報閲覧に関する委任状が必要です。

例：お子さんが属する世帯とは別に、祖父母世帯が同じ住所に住んでいる場合
→祖父母どちらかの委任状が必要

※ 閲覧した個人情報は、就学援助受給認定審査以外の目的には一切使用いたしません。

- ・在学中の兄弟姉妹が認定中でも、毎年、申請が必要です。
- ・この制度では、住民票上は世帯分離していても実質的に同居している場合や、単身赴任の場合等は、所得額等を同一世帯として判定します。
- ・令和5年1月1日時点で、日南町に住民登録がない方については、別途『所得課税証明書』が必要になりますので、令和5年1月1日時点の住民登録地の役所（場）の税務担当課にお問合せください。（必ず「最新の所得課税状況及び社会保険料等の控除額が記載されたもの」をご用意ください。）

3 申請方法

就学援助費給付を希望される場合は、下記にそって提出してください。

申請書類は、日南小・中学校または日南町教育委員会でお受け取りください。

●令和5年1月1日時点で日南町に住民登録がある方		●令和5年1月1日時点で日南町に住民登録がない方
(1)	・記入例を参考に『就学援助費給付申請書』、『就学援助費給付該当者審査調書』、『委任状』（該当世帯のみ）に必要事項を記入 このお知らせ文の表面「2 審査方法・結果について」も参考にしてください。	
(2)	(1)を在学中の小・中学校もしくは入学予定の小学校に提出してください。	令和5年1月1日時点の住民登録地の役所（場）に『所得課税証明書』を請求
(3)	(1)と(2)をそろえて、在学中の小・中学校もしくは入学予定の小学校に提出してください。	

※提出締切 令和6年2月15日（木）※

4 年度中途の新規申請について

入学をされてからでも申請は随時受け付けていますが、支給額等が異なります。また、令和6年6月以降に申請があった場合は、令和5年中の所得額等をもとに審査をします。

5 令和5年度 就学援助費支給額（令和6年度は変更となる場合があります）

支給内容	小学校	中学校
学用品費（1年生）	年額 11,630 円	年額 22,730 円
学用品費（その他の学年）	年額 13,900 円	年額 25,000 円
新入学用品費 （4月1日認定者）	54,060 円	63,000 円
修学旅行費	実費	
医療費 ※1	実費（学校保健安全法に定める疾病に限る）	
給食費	実費	

※1 医療費について、就学援助認定後、医療機関で受診される前に医療券申請が必要です。

お問合せ先

日南町教育委員会事務局 教育課 幼児・学校教育室 手嶋

電話：0859-82-1118